# 標 茶 町 議 会 議案第66号・議案第67号・議案第68号 審査特別委員会記録

於標茶町役場議場

# 議案第66号・議案第67号・議案第68号審査特別委員会記録目次

第	1	묽	( 1	2月	1	0	日)
217		′,	/ T	4/1		O	H

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第66号 平成26年度標茶町一般会計補正予算	5
議案第67号 平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	11
議案第68号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	11
総括質疑	
深 見 迪 君	12
川 村 多美男 君	15
熊 谷 善 行 君	21
舘 田 賢 治 君	28
閉会の宣告	41

# 議案第66号・議案第67号・議案第68号審査特別委員会記録

#### ○議事日程(第1号)

平成26年12月10日(水曜日) 午前11時32分 開会

#### 付議事件

議案第66号 平成26年度標茶町一般会計補正予算

議案第67号 平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第68号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算

#### ○出席委員(13名)

委員長 菊 地 誠 道 君 副委員長 本 多 耕 平 君 員 長 尾 委 員 松 下 哲 也 君 委 式 宮 君 林 君 黒 沼 俊 幸君 IJ 博 IJ 治 君 後 藤 勲 君 舘 田 賢 IJ IJ IJ 鈴 木 裕 美 君 IJ 田中 敏 文 君 熊 谷 深 見 迪 君 IJ 善行君 IJ 川 村 多美男 君

#### ○欠席委員(0名)

#### ○その他の出席者

議 長平川昌昭君

#### ○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

池田裕二 町 長 君 町 長 豊 君 副 森山 総務課長 島 田 哲 男 君 企画財政課長 佐 藤 弘 幸君 税務課長 正 浩 君 武 山 管 理 課 長 中村 義 人 君 農林課長 牛 崎 人 君 康 住 民 課 長 佐 藤 吉 彦 君 住民課参事 松 本 修君 住民課参事 田 和 雄 君 蛭

建設課長井上栄君水道課長妹尾茂樹君育成牧場長類瀬光信君病院事務長山澤正宏君やすらぎ園長春日智子君

農委事務局長 牛崎康人君(農林課長兼務)

 教 育 長
 吉 原
 平 君

 教 委 管 理 課 長
 髙 橋 則 義 君

 指 導 室 長
 佐々木 豊 君

 社会教育課長
 伊 藤 正 明 君

# ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長玉 手 美 男 君庶 務 係和 田 千 春 君

#### (議長 平川昌昭君委員長席に着く)

#### ◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから議案第66号・議案第67号・議案第68号審査特別委員会を開会いたします。

(午前11時32分開会)

#### ◎委員長の互選

○議長(平川昌昭君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長 の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時33分 再開 午前11時34分

### (年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員13名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

川村委員。

- ○委員(川村多美男君) 委員長の互選については、指名推選とし、私のほうから指名 することでお諮り願います。
- ○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま川村委員から指名推選の発言がありました。これ にご異議ございませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

- ○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。 よって、委員長の互選は、川村委員からの指名推選に決定いたしました。 川村委員。
- ○委員(川村多美男君) 委員長には菊地委員を推薦しますので、よろしくお取り計ら

い願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま川村委員から、委員長に菊地委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。 よって、委員長には菊地委員が当選しました。 休憩いたします。

> 休憩 午前11時35分 再開 午前11時36分

(委員長 菊地誠道君委員長席に着く)

○委員長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

#### ◎副委員長の互選

○委員長(菊地誠道君) 続いて、副委員長の互選を行います。 互選の方法について発言を求めます。 川村委員。

- ○委員(川村多美男君) 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名する ことでお諮り願います。
- ○委員長(菊地誠道君) ただいま川村委員から指名推選の発言がありました。これに ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ○委員長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。 よって、副委員長の互選は、川村委員からの指名推選に決定いたしました。 川村委員。
- ○委員 (川村多美男君) 副委員長には、本多委員を推薦しますので、よろしくお取り 計らい願います。
- ○委員長(菊地誠道君) ただいま川村委員から、副委員長に本多委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には本多委員が当選されました。 休憩いたします。

> 休憩 午前11時36分 再開 午前11時37分

○委員長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

#### ◎議案第66号ないし議案第68号

○委員長(菊地誠道君) 委員会に付託を受けました議案第66号、議案第67号、議案第68号を一括議題といたします。

議題3案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。 質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議題3案の歳入歳出予算の補正は歳入と歳出に分け、議案第66号の歳出は款ご とに行います。

初めに、議案第66号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

(何事か言う声あり)

○委員長(菊地誠道君) 失礼しました。2款総務費について質疑を許します。ご質疑 ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、3款民生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

鈴木委員。

- ○委員(鈴木裕美君) 13ページの社会福祉総務費で、低所得者のということで昨日の 町長の施政方針にも述べられておりましたが、灯油の上積みということかというふうに 思いますが、リッター何円の上積みになりますか。
- ○委員長(菊地誠道君) 住民課長・佐藤君。
- ○住民課長(佐藤吉彦君) お答えいたします。

ただいまご質問のありました低所得者支援援助金につきましては、昨日町長の所信表明でありました福祉灯油の分がこの中の一部でございます。その内容につきましては、現在、福祉灯油につきましては、70リットルで12月1日の実勢価格により支給をしてお

りますが、今般、そのリッター数を100リットルに上げて支給をしたいという提案でございます。

○委員長(菊地誠道君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、4款衛生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見委員。

- ○委員(深見 迪君) 衛生費の予防費のほうなのですが、これ4,800万円余りになっています。今回ちょっと数字が動いていますけれども、これ全体として、どういう内容の予防費なのか、大ざっぱにでよろしいですので、それとどのぐらいの方々がこの予防費、お使いになっているのかということを、わかれば教えていただきたいと思います。
- ○委員長(菊地誠道君) 住民課長·佐藤君。
- ○住民課長(佐藤吉彦君) ただいま委員の質問のこの予防費につきましては、さまざまな検診関係等の分がございまして、この総体の人数がどのくらいかという部分については、現在、手元に資料を持ち合わせておりませんので。ただ、今回、補正をした内容につきましては、これにつきましては、自殺対策として道から補助が入る分がありますので、その分の財源が一般財源から国・道支出金のほうに変わったという分の部分でございますので、総額の4,800万円の内訳についてはちょっと手元に今、資料がございませんので、もし必要であれば後ほどご説明をしたいと思います。
- ○委員長(菊地誠道君) 深見委員。
- ○委員(深見 迪君) わかりました。後で聞きに行きます。

それから、後期高齢者医療費の療養給付費負担金がふえているのですが、この理由も 簡単に教えてください。

- ○委員長(菊地誠道君) 住民課長·佐藤君。
- ○住民課長(佐藤吉彦君) これにつきましては、平成25年度の療養給付費の精算を会計年度終了後に例年12月までに過不足の分を精算するという形になっていまして、ご存じのように、高齢者の特に後期医療につきましては、年々医療費の給付がふえているということもありましたので、その分で負担金を今回精査した結果、増額になるということの補正でございます。
- ○委員長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。ご質

疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員(鈴木裕美君) 16ページの開発センター費で、うぃずの控室ということでしたが、このほかに希望といいますか、予算要求は別なもので出ていなかったのでしょうか。というのは、うぃずのトイレの改修を非常に多くの方々から言われております。特に女性のトイレが、洋式トイレが1つしかないと。残りの2つは和式でもって、最近、膝の悪い方がとても多くふえてきておりまして、多くの方々が集まるときに待ち時間を非常にかけているということで言われておりますので、総括に入りたくないのですが、ぜひそこのところ、要望はありませんでしたか。

- ○委員長(菊地誠道君) 社会教育課長・伊藤君。
- ○社会教育課長(伊藤正明君) ただいまの鈴木委員のご質問にお答えいたします。 今回は、FFストーブの備品購入ということで補正を上げてございます。

今のご質問の内容につきましては、担当する公民館のほうで、それぞれ施設管理上必要な手を加えて修繕等をしなければならない部分、年次計画を組み立てて計画的に手を加えるということを整理しておりますので、その中でトイレの部分も位置づけているということを聞いておりますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長(菊地誠道君) ほかに質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、8款土木費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

田中君。

- ○委員(田中敏文君) 道路維持費の中で機械借上料が84万円と、あと補修工事請負費、これ、がんばる地域交付金が丸々入ってきている部分があると思いますけれども、この維持補修の優先順位からいくと、どのぐらいの道路の整備ができるのかと、あと、除雪対策費が上がっているので、修繕料280万円ほど上がっています。この修繕というのは、除雪ですからどのような修繕に使われるのか、お聞きしておきたいと思います。
- ○委員長(菊地誠道君) 建設課長・井上君。
- ○建設課長(井上 栄君) お答えいたします。

まず、14節の使用料及び賃借料でございますが、これにつきましては、今、想定しておりますのが、融雪時にこれまでも実施しているのですが、ブル等で畑の中で溝切り作業なんかを実施するのが定例化していまして、これが吹きだまり対策に効果があるというので、このブルの借り上げを想定しています。そのほかに、特にこれも融雪期なので

すが、バックホーを借り上げして雪のカルバート、排水管の前後とか、のみ口、はけ口とかの雪をとるのにバックホーを借り上げしたいというもので、これの補正をお願いしているところでございます。

それから、道路維持の補修工事の関係なのですが、これにつきましては、今、補正予算でお願いしたいのが、大きく4件想定しておりまして、沼幌と雷別の大側溝の補修を予定しておりまして、来春のこれも融雪時期までに一定程度の補修を実施しておくことが必要だということで、補正させていただきたいのと、あと2件は川の関連で、冬期間の加水期で工事しなければならないというお約束の部分でございまして、これの川系で2件、道路側溝で2件で4件を今、想定して補正をお願いしているところでございます。

それから、除雪の修繕費でございますが、需用費の中の修繕料でございますが、これの内容につきましては、直営除雪機械の修繕を例年のかかっているものから想定して、本年につきましては、新しくロータリー等も購入できましたので、今のところ大きな修繕が発生しないものとして、今までのかかっているものから推定したものでございます。

- ○委員長(菊地誠道君) 田中委員。
- ○委員(田中敏文君) 今、ブルとパワーショベルの部分で、これ直営の方が使用して 土木工事をされるのか、伺っておきたいと思います。
- ○委員長(菊地誠道君) 建設課長・井上君。
- ○建設課長(井上 栄君) そのとおりでございます。想定としては、直営で利用する場合ということで考えております。
- ○委員長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、9款消防費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、10款教育費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

- ○委員(深見 迪君) 教育費の小学校費の中で、今ごろなぜかなと思うのですが、特別支援教育の推進事業の18万円というのはどういうことで出てきたお金でしょうか。
- ○委員長(菊地誠道君) 教育委員会管理課長·髙橋君。
- ○教委管理課長(髙橋則義君) お答えいたします。

特別教育支援員の賃金でありますが、標茶小学校に勤務されている方1名分の通勤手

当でありまして、この方は塘路に在住しております。当初予算の段階では、大体3月議会なのですが、その段階では使われる方がまだ決まっておりませんでしたので、4月に支援員の方が決まりまして、塘路の方ということで通勤手当が必要になり、今回、補正させていただきました。

○委員長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- ○委員長(菊地誠道君) なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、9款地方交付税から18款繰越金まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。 深見君。
- ○委員(深見 迪君) 9ページの先ほどの自殺対策の件なのですが、緊急強化と書いてある。これ前にも聞いたと思うのですが、緊急強化なのですが、5万円で何ができるのかなというふうに思いますし、これをめぐっての状況、それとこの事業を推進することによる効果、どのように考えているでしょうか。
- ○委員長(菊地誠道君) 住民課長・佐藤君。
- ○住民課長(佐藤吉彦君) お答えいたします。

自殺対策緊急強化推進事業につきましては、北海道が自殺対策を道内、全国的に自殺者が多いという、年間3万人を超える事態になったということを踏まえて、北海道として事業を展開している内容でございまして、補助率が10分の10ということで、標茶町につきましては、ここ数年、この事業を使って研修会を開催しておりまして、ことしにつきましては、10月10日にふれあい交流センターでゲートキーパーの講習会ということで開催している経費に充当していることで、基本的に今私どもが目指しているのは、自殺をする方のやはり周りの人がいかにその行動に対して気づいていくかということが、一番その方を自殺から救っていくことなのかなというふうに考えておりますので、そういうことをサポートできるゲートキーパーを一人でも、その講習を受けた方を一人でもふやしていきたいという形の事業を今、展開しているところでございます。

- ○委員長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。 田中委員。
- ○委員(田中敏文君) 使用料及び手数料の中で、牧場のほうから6,000万円強ほど上がってきておりますので、6,000万円ほど、これだけ一般財源へ繰り入れるということで、今年度これに繰り入れるに当たって、牧場のほうで例年と違い、何らかの部分でこれだけ売り上げが上げられたというものがあれば、何点かお聞きしておきたいと思います。

- ○委員長(菊地誠道君) 育成牧場長・類瀬君。
- ○育成牧場長(類瀬光信君) 田中委員のご質問にお答えいたします。

例年、牧場の予算編成に際しましては、前年度の実績に対して95%をめどに予算を編成しております。ただ、平成26年度につきましては、消費税率の変更という大きな条件、環境の変化がありましたので、それを加味して、対前年度比で92%の予算を編成いたしました。ところが、各農場における増頭の傾向というのが利用者においてはっきりとしてきたことと、それから大型農場において投資をちょっと見送らなければいけない状況であるということで、その分が当牧場に預託として回ってきております。それと、これは単年度的な要件ですけれども、中御卒別に建設している新法人の開設準備の牛がうちのほうに入ってきていること、それから浜中町の酪農王国において施設補修をしているという、そういった増頭傾向にあることと、それから単年度的な要素とが相まって、逆に対前年度比で4%ほどの増頭になっておりますので、そこで差異が広がっているものであります。次年度以降はまたそういった単年度要件というのが解消されますので、こういった金額にはならないものと考えておりますので、ご理解ください。

○委員長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、第2条、債務負担行為の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

舘田委員。

○委員(舘田賢治君) この融資のまず件数、何件分にこれ当たるのか。

それからまた、今までもそうだと思うのですけれども、これ融資を受けた後、無利子の期間はこれも同じく大体2年間ぐらいあったと思うのですが、これ無利子の期間は何年ぐらいあるのか、あるのかないのか。

それと、負担先の負担額はどういうふうになっていますか。

- ○委員長(菊地誠道君) 農林課長·牛崎君。
- ○農林課長(牛崎康人君) お答えいたします。

まず、実行された件数なのですが、実績4件でございます。

12月1日実行でありまして、無利子期間はございませんので、26年度分からの補正ということでご理解いただきたいと思います。

それから、負担先というお尋ねなのですけれども、利子の負担割合のお話かというふうに思いますが、スタートの基準金利は2.05%であります。それに対しまして、国の事業なのですが、事業実施者が中央畜産会でありまして、中央畜産会の負担が1.01%、そ

して道が0.12%、町が0.06%、それから農業団体が0.06%、中畜から農業団体までの分を合わせまして1.25%の利子補給が行われまして、実質借り手については0.8%の負担ということでございます。

○委員長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、以上で議案第66号、一般会計補正予算を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前11時55分 再開 午後 1時10分

○委員長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

次に、議案第67号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算、歳入歳出予算、歳 出、1款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、歳入歳出予算、歳入、2款国庫支出金について質 疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、以上で議案第67号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第68号、下水道事業特別会計補正予算、歳入歳出予算、歳出、1款総務費 について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

川村委員。

- ○委員(川村多美男君) ちょっとお聞きしたいと思いますけれども、国のほうにスクラップ処理の部分を返還するというような説明がありましたけれども、26万5,000円ですか、この内容についてちょっと伺っておきたいと思います。
- ○委員長(菊地誠道君) 水道課長·妹尾君。
- ○水道課長(妹尾茂樹君) お答えいたします。

24年、25年、2カ年で脱水機の更新工事がございまして、その古い脱水機が発生品として出てまいりました。それをスクラップ処理したわけですけれども、その売り払った金額のうち、当初の売り払った脱水機の、100万円としますと100万円のうち50万円は国

の補助金でもらっている、そうするとその相応分を、スクラップが今度1万円で売れると、同じ割合で国のほうに返さないといけないということで、それの返還金の、一応幾らで売れましたということで国のほうには報告しておりまして、それに対して、では幾ら返還しなさいということでその返還命令書が来たということでございます。

- ○委員(川村多美男君) はい、わかりました。
- ○委員長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、歳入歳出予算、歳入、2款使用料及び手数料の質 疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、以上で議案第68号、下水道事業特別会計補正予算 を終わります。

以上で議題3案の逐条質疑は終了いたしました。

続きまして、議題3案一括して総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。 深見君。

○委員(深見 迪君) (発言席) 教育委員会に質問いたします。

教育委員会制度についての質問なのですが、教育委員会制度を定める法律が6月に成立しました。6月議会でも質問しましたが、基本的な答弁をいただいています。その一番重要な柱は、教育長からの答弁で、1、政治的中立の確保、2、安定性、継続性の確保、3、地域住民の意向を反映という教育行政のこれからの姿勢が明らかにされました。大変納得のいく内容で、制度変更になってもなお変更以前、教育委員会が持っていた教育委員会の基本的な柱は変わらないというご答弁でした。

そのことを踏まえた上で1つ聞きたいのですが、地方教育行政の組織と運営に関する 法律、すなわち地方教育行政法の改変に伴って、教育委員会に関する条例や規則は変え られることになると思うのですが、それはいつ提案される予定ですか。

- ○委員長(菊地誠道君) 教育委員会管理課長·髙橋君。
- ○教委管理課長(髙橋則義君) 地方教育行政法の改正につきましては、27年4月1日 から施行となっております。特に改正になるものについては、教育長が地方公務員法の 適用から外れて特別職になるということと、あと、現在、教育委員長は教育委員長の職 責がなくなり、教育長に責任が行くことになるというのが大きな柱と考えておりますが、 現教育長が任期中につきましては、特例として現在の制度を継続するという形になって おりますので、たしか教育長は平成24年から4年間の任期になっていますので、平成28

年までは教育長と教育委員長が両立するという形でいきます。

それで、条例改正の関係につきましては、管内の教育委員会の管理課長会という組織がありますが、その中でも検討しておりまして、法律行為でありますので、統一した中でご提案いたしたいと考えております。一番早い状態では3月になるとは思いますが、管内の状況等を把握した中で、統一した手続を行いたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

- ○委員長(菊地誠道君) 深見委員。
- ○委員(深見 迪君) その3月というのは、平成28年の3月ということですか。
- ○委員長(菊地誠道君) 教育委員会管理課長·髙橋君。
- ○教委管理課長(髙橋則義君) 平成27年です。
- ○委員長(菊地誠道君) 深見委員。
- ○委員(深見 迪君) それで、教育行政のそれをつくるに当たって、最高意思決定機関について、再度、これは国会での文科省とのやりとりの中でもるる出てきたことなのですが、文部科学省初等中等教育局長前川さんという方ですが、その方の名前で平成26年7月17日付で出された通知「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」、これが出されていますが、その中での第二、教育委員会についての2、留意事項のところで、「改正後においても、教育委員会は合議制の執行機関であるため、その意思決定は、教育長及び委員による会議において、出席者の多数決によって決せられるものであり、委員の役割が引き続き重要なものであること」、同じく「改正後においても、委員は、執行機関の一員であり、教育委員会の重要事項の意思決定を行う責任者である」と教育委員会が教育行政の最高意思決定機関であることが述べられていますが、これはそのとおり確認してよろしいですか。
- ○委員長(菊地誠道君) 教育委員会管理課長・髙橋君。
- ○教委管理課長(髙橋則義君) ただいまお話ししましたとおり、教育長と教育委員長は一本化になりますが、教育委員長は教育委員として教育委員会の中に残る形になりますので、教育長は教育委員から除かれますが、教育長のみの部分で残ります。現在の体制としては、教育委員も教育長も数としては変わりありませんし、教育委員会も継続されることになりますので、委員お尋ねのとおり、継続されることと考えております。
- ○委員長(菊地誠道君) 深見委員。
- ○委員(深見 迪君) 大体わかったのですけれども、わかりやすく言えば、教育長を含めて、もとの教育委員長の権限を兼ねた教育長を含めて、教育委員4人と5人で教育委員会を構成されますね。そのときに、教育長がAという意見を持っていても、他の4

人の教育委員がBという意見を持っていて、採決してBに決まるということがありです ねということを聞いています、簡単に言えば。

- ○委員長(菊地誠道君) 教育委員会管理課長・髙橋君。
- ○教委管理課長(髙橋則義君) 委員お尋ねのとおりであります。
- ○委員長(菊地誠道君) 深見委員。
- ○委員(深見 迪君) これは前の教育長のご答弁の中でも、私、そのように解釈しているのですが、法律が新しく変わりましたので、改めて念のために聞いています。

そこで、国会での文部科学省の答弁、この答弁では、教育委員会制度発足、これは1948年、戦後間もなく、森戸辰男文部大臣ですね、この方のお話の中で、3つの根本方針というのを出しました。これは今回の改正後においても変わらないというふうに現文部科学省の大臣が答弁していましたが、すなわちその3つというのは、1、中央集権ではなく地方分権、2、レーマンコントロール、つまり民意の反映ですね。それから、3、一般行政、すなわち首長からの独立、この3つの根本方針は変わらないというふうに文部科学省の大臣の答弁では言っているのですが、これはそのとおり確認してよろしいですか。

- ○委員長(菊地誠道君) 教育長·吉原君。
- ○教育長(吉原 平君) お答えしたいと思います。

さきの議会でもお話ししたとおり、基本的には変わらないということでご理解いただ きたいと思います。

- ○委員長(菊地誠道君) 深見委員。
- ○委員(深見 迪君) わかりました。

質問を変えます。 4 款衛生費が計上されていますので、病院のことについてちょっと だけ伺いたいと思います。

所管事務調査でも詳しく調査させていただきましたが、私、個人的に2週間ほど泊まり込みで視察をしてまいりました。そのとき感じたことなのですが、病室の窓からそよそよと風が入ってくるのですね。あの窓というのは、よほど熟練した看護師さんとか看護助手さんでないと、あけ閉めができないという窓なのですよ。僕も大分努力したのですけれども、点滴を片手につけながら相当頑張ってもできないで、とうとう看護師さんの助けをいただいたのですが、がちっと閉まっていても風が入ってくるのですよ、あそこ。相当老朽化しているなと。しかも、米軍や自衛隊の音が、大砲の音がやっぱり病院の中にも入ってくると。これは小学校と同じだと思うのです。早急に窓をいろんな財源を使って直したらいいのでないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

- ○委員長(菊地誠道君) 病院事務長・山澤君。
- ○病院事務長(山澤正宏君) お答えいたします。

ご指摘のあった窓の部分からのすき間風については、その辺の改善については、逐一、 今も少しずつやらせていただいているのですが、今後もそういうすき間風の入ってくる 箇所がまだ残っているということで、継続してそちらの改修に向けて取り組んでいきた いというふうに考えているところでございます。

また、財源の確保の問題についても、今後、いろいろな制度で活用できるものがあれば、ぜひそういった制度の活用をすることも考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

- ○委員長(菊地誠道君) 深見委員。
- ○委員(深見 迪君) 窓の中にはどうすることもできなくて、あけ閉めのできないように目張りをして、その風を防いでいるなんていうところもあるかのように聞いています。音もどんどん入ってくるわけですから、そういう点では財源的には活用できる部分があるかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

以上です。

- ○委員長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。 川村委員。
- ○委員 (川村多美男君) (発言席) せっかくの機会ですので、議員生活で最後の総括 質問になるのでないかなと思いながら、3月はできませんので。

昨日は犬の問題が出ておりましたが、町民から町内における野良猫の苦情が寄せられまして、町として何とか対応できないのかという声が寄せられました。そこで、猫のことなのですが、恐らく飼い主がいないと思います。それで、どうしても繁殖してふえてきているのだと思いますが、本当に町の市街地の中ですので、放っておくわけにもいかないのかなと思いながら、いかがなものかと。これは危害を加えるような、野良犬とは違った対応も難しいのかなと思いますけれども、その辺の考えについて伺いたいと思います。

- ○委員長(菊地誠道君) 住民課参事・松本君。
- ○住民課参事(松本 修君) 川村委員からのご質問にお答えいたします。

野良猫、また飼い猫の飼育、野外飼育に関する苦情については、年何件か承っております。犬に関しましては、狂犬病予防法によりまして犬の登録、それから年1回の狂犬病予防注射、それから野良犬や徘回している犬に関しては、抑留して保健所へ届けたり

というようなことが法律において、また条例において定められておりますけれども、猫につきましては、動物愛護及び管理に関する法律、また、それに関する条例などで、所有者の飼育に関して、まず室内、外に放して事故に遭ったり病気に罹患したりすることがないよう、室内での飼養に努めなさいということで定められておりまして、また、どうしても外に出すような場合には不妊処置をするように努めなければならないとなっております。ですけれども、狂犬病予防のほうで、犬自体の場合は捕まえられるのですけれども、猫の場合は捕まえるという法規制がございません。

問題となっているのは、やはり野良猫等がかわいそうだということでむやみに餌をやったり、あと、中には飼い猫ですけれども外で餌をやって、そのままその餌が残ったのを野良猫が集まって盗み食いをして、それで居座るといいますか、猫がどんどんふえてきまして、それが子供を産み、周辺の住民に迷惑をかけるということであって、猫の特質でどうしてもやわいところでふんをしたり、雄猫は縄張りの関係で臭い尿を振りまくということがありますので、たとえ飼い猫であってもやはり外に放すということは控えて、同条例でも定められているように、室内で飼うことに努めなければならないと書かれております。

そういうこともありまして、野良猫をふやさないためにも、飼育者がまず所有者管理としまして、むやみに外に出さない、出す場合には避妊の手術をしておく、それとむやみに野良猫に餌をやらないということを、町としましても1度、平成21年度ぐらいに町の広報のほうで周知はしているのですけれども、再度町のほうで、そういう本人はよかれと思って猫のことを考えて外に出すのかもしれませんけれども、その反面、家庭菜園とかにおいの関係で苦情、迷惑をこうむっている町民もいるということなどを周知するとともに、複数の住民、周辺住民の共通の認識となっているような場合には、総合振興局とも協力しまして、その方に指導してまいりたいというふうに思いますので、ご理解願いたいと思います。

- ○委員長(菊地誠道君) 川村委員。
- ○委員(川村多美男君) 今、参事のほうから詳しいこれまでの経緯とか対応について ご答弁いただきました。

野良猫は、飼い猫の場合も外に出て餌をもらったりおしっこをしたりと、そういう、動物ですから所構わずというような部分も出てくると思いますけれども、21年度に町広報で町民のほうにも促していただいたということでありますので、また毎月町広報は出されていると思いますので、再度目立つような形で、その辺の管理とか、そういうことについて周知をしていただければなと思います。

これ野良犬と違って、捕まえてすぐ殺処分するというわけにはいかないと思うので、 大変対応が難しいと思うのですけれども、飼い主がいる場合は飼い主、それから野良猫 の場合は餌を与えないということで周知を徹底していただきたいなと、このように思い ますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

次に、さきにふるさと納税に対しての一般質問もさせていただきましたけれども、本年6月でしたか、物についての部分は余り考えていないということでございました。その部分はいいのですが、コンビニでの納税の対応というか、その辺はどうなのか、町税に対しての自主財源の収納とか税の確保として、税のほうの納税もコンビニ導入を釧路市あたりが先行してやっているということでありましたので、本町の場合はその辺の進行状況等、その辺はどうなっているのか。

また、ふるさと納税のホームページも町で立ち上げていたと思いますけれども、郵便局だとか、銀行だとか、そういうところでふるさと納税をいただく方にはこれまでは対応していただいていると思いますけれども、町のホームページにも今後は納税もコンビニを活用できるというようなことがはっきりしていれば、町のホームページにもプラスしてアップしていただきたいなと思いますけれども、その辺の考えについて伺いたいと思います。

- ○委員長(菊地誠道君) 総務課長・島田君。
- ○総務課長(島田哲男君) ふるさと納税の受け入れの担当が総務課ですので、私のほうから答弁させていただきます。

6月に委員のほうからご質問をいただいた中でも、インターネットの部分でのクレジットカードはしないけれども、現在、コンビニ収納に対しての導入を行う予定だということでの答弁をさせていただいてございます。その中で、ふるさと納税の仕方、今、委員おっしゃった方法によって、それぞれふるさと納税をしていただいているところでございます。具体的には、専用の郵便振替による振り込みの仕方、それから納付書によっての振り込み、それから標茶町が指定する口座振替、あと現金の納付ということになってございます。これに加えて来年度からコンビニ納付のほうも行いますので、その部分をどういうふうな納付にするかという部分は前向きに検討したいというふうに考えています。同時に、ホームページの部分にも、その方法に加えてすることになりますと掲示するという形で、従来よりも先に申し込まれた段階で、うちのほうから寄附申込書を送付してございます。その段階で納付方法の仕方をそれぞれ選択していただいて、それに基づいて納付していただくような形をとっていますので、その部分で周知をしたいというふうに考えていますので、よろしくお願いします。

- ○委員長(菊地誠道君) 川村委員。
- ○委員(川村多美男君) 今、課長のほうから、このコンビニ納税の考えは総務課が主な取りまとめる課というのか、企画財政にもかかわっているようだし、税務課のほうにもかかわってくることであります、納税の部分ですから。そういうことで、今、答弁していただきましたように進めていくということで、了解をいたしました。ぜひ利便性を図っていってもらいたいなと、このように思っております。

それから次には、3点目になりますけれども、公共施設の維持管理についてなのですが、たまたま勤労者会館には年に1回ぐらいお邪魔させていただいている機会がありまして、ういずとか開発センターの部分は耐震も終わって、大変利便、利活用しやすくなっておりますし、ただ、私が何を言いたいかといいますと、勤労者会館の大ホール、一番大きいところなのですが、ことしもお邪魔させていただきましたら、町のほうではどのようにこれからあり方を考えていくのか、耐震化を考えているのか、建て直しを考えているのか、その辺も含めまして、ステージに向かって、ステージの壁に結構穴があいていると。その上を見ると、天井も結構穴があいているという状態で、そのまんまの状態が続いていると思うのですが、やっぱり利用する人が気持ちよく、貸し館でお金を払って恐らく借りていると思うのですが、その辺についての維持管理、今後のあり方について、お聞きをしておきたいなと思いますが。

- ○委員長(菊地誠道君) 企画財政課長・佐藤君。
- ○企画財政課長(佐藤弘幸君) お答えをいたします。

勤労者会館の大会議室の件でございますが、勤労者会館の大会議室につきましては、 解体をするということで、設計の費用を予算に計上させていただいております。27年度 の予算で解体費用につきましても計上させていただきたいと思っておりますので、3月 の議会でまたご審議いただければと思っております。

- ○委員長(菊地誠道君) 川村委員。
- ○委員(川村多美男君) なるほどね。そういうことになっていたのか。新しく、要するに改修されるということで理解していいのですね。違うのか。解体して終わり。そういうことか。わかりました。それでは、これから何を言ってもどうしようもない。

あと引き続き、本年、標茶に30年ちょっと住んでいるのですけれども、初めて塘路にあります郷土館というところにお邪魔しまして、それで中も、中にいる職員の方に案内していただきまして、すばらしい郷土館の資料を拝見させていただきました。びっくりしました。そういうことですばらしいなと思っておるのですが、標茶の売りといいますか、郷土館はもとの集治監の頭のほうをぽんと上にのせたようなイメージでつくられて

いると思うのです。それで、やっぱり古いのですよ、相当、どっちにしても。階段も昔ながらの、広いのですが、キシキシいうような感じだったし、どっちにしても全体的に古いのかなと。教育委員会の所管になるのかもしれないのですが、社会教育の部分とか、そういう関係で、これは耐震化は済んでいるのか済んでいないのか、まずその辺を1回聞いておきたいなと思います。

- ○委員長(菊地誠道君) 社会教育課長・伊藤君。
- ○社会教育課長(伊藤正明君) 川村委員のご質問にお答えいたしますが、郷土館につきましては、耐震診断をいたしました。通常ですと、ああいった全て木造の建物に対する耐震診断というのは、明確に耐性があるかないかというのは非常に難しいということをお聞きしていますが、委員ご指摘のとおり、ほとんどが古くて、一部腐食をしたりとか、階段については一番あの建物の中でも、もとの材料をそのまま残しているという状態であります。

今年度、その建物の状態が再度どこまでどうなっているのかという現況調査という建物の調査を今現在やっている最中であります。その結果が今月の15日過ぎに出ますので、その結果を受けて今後の方針について検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○委員長(菊地誠道君) 川村委員。
- ○委員(川村多美男君) 今後の方針について、15日を過ぎたら大体結論が出るという のですが、これは要するに新しくするということですか。建てかえるということですか。 その辺。
- ○委員長(菊地誠道君) 社会教育課長・伊藤君。
- ○社会教育課長(伊藤正明君) 現時点ではまだそういった明確な方向は出ておりません。ただ、ご承知のとおり、標茶町の文化財に指定されております建物なので、取り扱いについてもさらに慎重な協議を重ねていかなければならないかなというふうに思いますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。
- ○委員長(菊地誠道君) 川村委員。
- ○委員(川村多美男君) わかりました。しばらく待つことにするといたしまして、隣にあるピルカ・トウロですが、食材供給センターのピルカ・トウロは、今、恐らく閉鎖されているのだろうなと思っております。

私たち建物に素人というか、造詣のない者にとっては、やっぱり郷土館とピルカ・トウロの旧、新しいというふうに判断すると、ピルカ・トウロを何とかそっちのほうに、郷土館を持っていて活用できないのかと単純に私は思うのですが、今後の活用としては。

その辺はいろいろ集治監の形でなくなるからだめでないかとか、古くても今のほうが価値があるのだとか、いろんな考えがあるのだろうけれども、その辺についての考えはどうなのでしょうかね、活用の仕方といたしましては。

- ○委員長(菊地誠道君) 町長·池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをしたいと思います。

委員ご指摘の郷土館につきましては、ご案内のように、北海道開拓の歴史の中で、こ の釧路と石狩・空知の3集治監というものが、屯田兵の前に北海道の道路等を建設した という歴史的なものがありまして、現存する建物としては、この郷土館とそれからもう 一つ、今、高校の中にあります書庫、この2つしかないのですよ。それで、月形町長さ ん、それから三笠市長さんともいろいろお話をしているのですけれども、非常に歴史的 に重要な価値があるということで、何とかあの郷土館を残せないのかなということで、 現在、郷土館に担っていただいております文化財の中身の問題について言うと、また別 に考えたいと思っていまして、ただ、ご案内のように、あの木造の建物を維持するため にということになると、かなりの金額が必要になってくるのではないのかなということ で、どういった形がいいのかなということはまだ結論は出ていないのですけれども、い ずれにしても郷土館の機能は別な形でどこかに、隣でも構いませんけれども、それは別 に持っていって、あの建物自体の貴重性というのを道に対しても、開拓の歴史で言うと 集治監の方たちが北海道の道路を築いてきたわけですから、そのこともやっぱり私ども としては大事に守っていきたいと。月形の町長からも、何とかあの建物を守るためにみ んなで運動できないかなというお話等も伺っておりますし、だからそういった意味でち ょっと貴重なものについて、私どもとして何ができるか等々については検討してまいり たいと思っておりますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。

- ○委員長(菊地誠道君) 川村委員。
- ○委員(川村多美男君) わかりました。

それでは、最後になりますが、これから5年間で行う行財政改革とか行政改革ですか、その中にもうたっておりますけれども、高齢化社会に対応したあんしんネットワーク事業ということで載っていました。そういうことで、過日、北海道新聞になりますが、釧路市、釧路町に続いて白糠町ですか、トドックというAコープさんの宅配便を活用した協定を結ばれて、何かあった場合には役場に届けるのですということで協定を結ばれていた記事が載っておりました。

私も実はトドックの会員でありまして、3年か4年たつのですが、週に1回来るので すが、注文があってもなくてもカタログというのを持ってきますので、そういうことを 考えて、ちょっと調べましたら、標茶の場合は約530戸くらいお客さんがあるそうです。 そういうことで、町のほうもこれまでいろんな取り組み方をされてきておりますし、 地域会やそういうところとも連携を密にとりながら、高齢者宅とかひとり暮らし宅とか、 そういう部分では努力されてきていることもわかりますけれども、今後に向けてさらな る安心のネットワークというか、そういう部分の活用についてもぜひ取り組んでいった ほうがよろしいのではないかなと。これにはほとんどお金はかからないと思うのです、 協定を結べばいいだけの話ですから。その辺の考えについて伺いたいと思います。

- ○委員長(菊地誠道君) 住民課長・佐藤君。
- ○住民課長(佐藤吉彦君) お答えしたいと思います。

委員のほうからも、高齢化社会に向けての標茶の体制についてということでございますが、実は昨年からあんしんネットワークということで、これまでもSOSとかいろんな仕組みがございましたが、昨年からさらに全町の例えばコンビニとか郵便局、それから金融機関、それから警察署、それから職場についても各地区の公民館等を含めたネットワークの組織を再構築しまして、ことしも11月1日にあんしんネットワークの連絡会議を開催して講演会も行ったところなのですが、さまざまな既存の今、町内にあるそういったところの連携を強化するのが一番早いだろうな、その中でいかに例えば高齢者の徘回を含めて見守りを地域の中でしてもらうと。そういうことが一番かなというふうに考えております。ただ、委員から今お話がありましたように、民間の事業所が宅配を含めて町内を巡回しているということも理解はしておりますが、そういったところとも今後の可能性については十分検討を重ねていきたいというふうに考えております。

- ○委員長(菊地誠道君) 川村委員。
- ○委員(川村多美男君) 二重、三重、四重、五重ということで一人の命を守るというか、何かあった場合には連絡、一報していただけるというような体制も、今、課長が言われたように、今後に向けてぜひ検討していただきたいなということを申し上げまして、終わります。

ありがとうございました。

- ○委員長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。 熊谷委員。
- ○委員(熊谷善行君)(発言席) 私のほうから、2点ほどお伺いします。

1つ目なのですが、これ企画財政課長にお伺いしたいのですが、活性化協議会の関係 でございますけれども、活性化協議会の事業は今年度26年度で終了ということで、今年 度も5,150万円弱ぐらいのお金が使われるわけですけれども、その中で物産PR事業で、 大消費地の物産PR、さらには販路拡大事業ということで、これは代々木ですけれども、 それらが毎年標茶町も参加しています札幌のオータムフェスト、それから代々木の北海 道フェアに関係すると思うのですが、先日、決算委員会でお伺いしましたように、出展 者の旅費の負担をこの中で行っているのですかという質問をさせていただいたのですが、 私のほうの情報によると、どうも出展者にはそれらの旅費負担をしていないというふう に聞いておりますので、再度お伺いしたいと思います。

- ○委員長(菊地誠道君) 企画財政課長·佐藤君。
- ○企画財政課長(佐藤弘幸君) お答えをいたします。

決算審査特別委員会のときに、熊谷委員より、東京で行われます北海道フェアin代々木の生産者への出展の旅費の関係でございますが、そのときに私、胸を張って活性化協議会が負担をしておりますというご説明をいたしましたが、それは24年度の間違いで、25年度は生産者の方が旅費を全額負担しておりました。訂正し、おわび申し上げます。

- ○委員長(菊地誠道君) 熊谷委員。
- ○委員(熊谷善行君) 今年度も、26年ももう既に事業を終了しましたが、同じですか。
- ○委員長(菊地誠道君) 企画財政課長・佐藤君。
- ○企画財政課長(佐藤弘幸君) 26年度についても、25年度と同じ生産者の方に行っていただきましたが、その方の旅費についても自己負担で参加をいただきました。
- ○委員長(菊地誠道君) 熊谷委員。
- ○委員(熊谷善行君) それで、再度確認なのですが、今後のこれらの大消費地への物産PR、標茶のものも含めてですけれども、それから販路拡大事業等、これが活性化協議会の事業としてはなくなるわけで、それにかわるものとして新たに企画、考えておられることを再度確認したいと思います。
- ○委員長(菊地誠道君) 企画財政課長·佐藤君。
- ○企画財政課長(佐藤弘幸君) お答えをいたします。

この活性化協議会の存在自体がなくなって、事業費が底をつくという部分でございますので、次年度以降につきましては、管内町村とも意見交換をしております。ただ、東京のような遠くで行われるような物産PRについては、管内を挙げて出展をするということはもう困難ではないのかなという情報をいただいておりますが、札幌で行われますオータムフェストにつきましては、町村会のプロジェクトという形で行っている事業もございますし、北海道の地域づくり総合交付金の活用も可能ではないかということで、今、観光担当の係長会議の中では議論されてございます。

来年、知事選挙がございまして、地域づくり総合交付金については、流動的であると

いうようなことをちょっと北海道のほうからもお聞きをしております。オータムフェストにつきましても、観光協会とも打ち合わせをしておりますが、ちょっと参加については今のところ流動的という形になっております。

- ○委員長(菊地誠道君) 熊谷委員。
- ○委員(熊谷善行君) わかりました。

それで、特に観光の関係なのですが、本町には観光協会もございますし、そのほかに その会員である物産協会、さまざまございます。できるだけ、一本化と言ったらおかし いですけれども、一致協力してそういうものに取り組んでいけるような方向で考えてい ただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に移らせていただきます。

環境衛生の関係でお伺いします。

昨日の一般質問で長尾委員が質問しましたけれども、クリーンセンターの焼却炉の更新の件なのですが、計画焼却炉のまず選定の段階において、これは皆さん周知のとおり、ストーカー方式の日8トンの8時間の焼却処理能力ということで聞いております。さらには、その熱回収の10%以上が補助対象要件だということで進められてきていましたけれども、このストーカー炉方式で日8トン、8時間やった場合に、どれぐらいの熱量が発生されるのかということをちょっとまずお聞きしたいのです。

- ○委員長(菊地誠道君) 住民課参事・松本君。
- ○住民課参事(松本 修君) 熊谷委員のご質問にお答えします。

一般家庭ごみの場合、生ごみ等も含められますので低質のごみということで判断いた しますと、標茶町の今までのごみ質からしますと、1日当たり9,550万キロカロリーの 熱量が発生すると試算されております。

- ○委員長(菊地誠道君) 熊谷委員。
- ○委員(熊谷善行君) 9,550万キロカロリーですね、パー日。
- ○委員長(菊地誠道君) 住民課参事・松本君。
- ○住民課参事(松本 修君) 位を間違えておりました。失礼いたしました。975万キロカロリーであります。975万キロカロリー、日でございます。
- ○委員長(菊地誠道君) 熊谷委員。
- ○委員(熊谷善行君) ということは、単純にちょっと1,000万カロリーで24時間でいくと、時間5万カロリーぐらいですよね。そのうち今回の計画の中で、何%の回収を予定しているのですか。
- ○委員長(菊地誠道君) 住民課参事・松本君。

○住民課参事(松本 修君) 交付要件としましては、10%以上ということで要件づけられておりますけれども、10%をとるのが、交付要件がやっとということで、残りの90%はきのうも説明しましたように機械の熱源として使うということで、10%以上ほかに使いますと、今度かえって生ごみ等は水分を、一般家庭から出るごみは水分等が多いために、それを蒸発させるために熱源として使っておりまして、それ以上、10%以上とると補助燃料のほうを今度逆に使わなければならないということで、10%がとれる最低、要件をクリアするのが最低の条件と聞いております。

- ○委員長(菊地誠道君) 熊谷委員。
- ○委員(熊谷善行君) 燃やした後の発生熱も回収ですよね。それを10%だけで、90% はその施設内でちゃんと燃やすために利用するということなのか、どうもちょっと理解できないのですけれども、975万キロカロリーパー日の10%ですから97万5,000かな、これ1日10%回収するだけ、そうしたら非常に僕はもったいないような気がする、燃えた後の話ですけれども。それはどうなのですか。
- ○委員長(菊地誠道君) 住民課参事・松本君。
- ○住民課参事(松本 修君) 燃やした後に発生する回収できるカロリーが975万ということであって、その持っているカロリーということと思っております。ですから、それを回収するためには、それを燃焼するために機械等で90%以上がそちらのほうで熱、カロリーが使われると。
- ○委員長(菊地誠道君) 熊谷委員。
- ○委員(熊谷善行君) ちょっと今の説明、理解できないのですよ。燃焼させて発生した熱量が975万でしょう。僕が聞いているのは、その10%しか回収しないと97万5,000ですよね。残りの90%、燃えた後の余熱、熱ですよね、余った熱、90%はどこへ行くのですか。
- ○委員長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午後 2時02分 再開 午後 2時10分

- ○委員長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き委員会を続行します。 住民課参事・松本君。
- ○住民課参事(松本 修君) 先ほども説明がちょっと不鮮明で申しわけありません。 回収できる熱量が975万キロカロリーではなくて、そのごみ自体の持っているカロリー

は975万キロカロリーですけれども、ごみを燃やすために、持っている水分等を飛ばすためにその90%以上が使われるということで、交付要件を満たすためには最低でもその中から10%以上は熱回収ということで利用しなければならないということになっております。

- ○委員長(菊地誠道君) 熊谷委員。
- ○委員(熊谷善行君) ということは、燃やす量の持っている熱量が975万キロカロリーですよということでいいのですね。そのうちの90%は生ごみとかがあるから、それを乾燥して燃える状況にするために助燃剤のあれを使わないで、その熱を利用してやるのだ、要は循環させるということなのですね。はい、わかりました。

それで、それでも10%しか回収できないというのは、最新方式にしてはちょっと僕は 疑問があるのですけれども、最大限これしかとれないのですか。

- ○委員長(菊地誠道君) 住民課参事・松本君。
- ○住民課参事(松本 修君) 交付要件としまして10%以上ということでありますけれども、交付要件の中で10%を超えなければ交付を受けられないので10%としておりますけれども、本来であればそのために多くとるとなれば、先ほど申しましたとおり、助燃剤を今度使用しなければならないということで、この本町の同程度の小規模施設におきましては、施設内で利用するということが、これが一番効率的であるということで、多くの小規模プラントがそのような方法をとっておりますので、11%、12%とるということになりますと、さらに施設への資金投資が必要になるということと、今度、逆に助燃剤の燃料を使わなければならないということで、10%ぎりぎり確保するのが一番効率的ということで判断しております。
- ○委員長(菊地誠道君) 熊谷委員。
- ○委員(熊谷善行君) 今、もう一回聞きますけれども、要は交付要件が10%以上だから、10%しかとらないのだという、最初からそういう計画みたいに聞こえてしまうのさ。そうではなくて、僕が聞いているのは、100あるとしたら、そのうち仮に生ごみの乾燥に使うにしても何にしても、トータル的にその中で100発生した中の、発生する予定の中の例えば最大限何ぼまでだったら回収できるのかなと聞いたのだけれども、それがやっぱり10%が限度だという。
- ○委員長(菊地誠道君) 住民課参事・松本君。
- ○住民課参事(松本 修君) もう一度申しますけれども、10%を確保するのが一番、 本来的には10%以上確保しなければならないという要件がなければ、100%でも施設の 運転等に使うほうが助燃剤を必要としなかったりするということで、一番経済的である

と聞いております。

- ○委員長(菊地誠道君) 熊谷委員。
- ○委員(熊谷善行君) その辺はちょっと不明確なので、ちょっと先に、では副町長、何か。
- ○委員長(菊地誠道君) 副町長·森山君。
- ○副町長(森山 豊君) お答えいたします。

補足説明になると思いますけれども、今、参事のほうで申し上げましたのは、熱回収の部分と、それから施設規模、それから助燃剤等のほかのやつ、総トータルコストとして一番効率的な方法を出したのが今の方式だというふうにお考えいただきたいと思います。委員のほうでは、さらにそこの中で熱回収ができるのではないかというお尋ねだというふうに思うのですが、その部分でいきますと、先ほどの説明でいきますと、その方法をとった場合には施設の規模をまた変えなければならないこと、それからもう一つは助燃剤を含めてさらに資金を投入しなければならないといいますか、ランニングコストがかかるということがあるということです。したがいまして、先ほど言いました補助要件の10%は、これはぎりぎりのラインのところで見きわめたという部分だと思うのですけれども、トータルのコスト計算をした段階でこれが一番効率的ということでつくった今回のプランということでご理解いただければというふうに思います。

- ○委員長(菊地誠道君) 熊谷委員。
- ○委員(熊谷善行君) わかりました。

それでなのですが、10%、発生熱量が約100万としましょうか、数字の切れのいいところで。1,000万キロカロリーパー日として、10%だと100万ですよね。それをきのうの説明だと、蒸気にするにはもちろん沸騰させなければならないから、蒸気の場合、無理だから、水か空気だと思うのですけれども、どっちでそれらを回収したものを、10%のものを回収したものを利用するのかというのが1つと、きのうの答弁の中では、回収熱の90%を施設内の余熱、7%が燃焼空気への余熱、3%がこれ施設内のもう一つ余熱と言ったかな、施設の余熱かな、と聞いていたのですが、ちょっと再確認で説明してください。

- ○委員長(菊地誠道君) 住民課参事・松本君。
- ○住民課参事(松本 修君) 90%が施設も含めた機械・機器等の余熱ということで、 90%を使用します。今度は燃焼用空気の加熱に7%、施設の冷暖房等に3%を活用とい うことを想定しております。
- ○委員長(菊地誠道君) 熊谷委員。

○委員(熊谷善行君) ということは、回収熱はあくまでも10%なのですね。そのうちの7%は燃焼空気の余熱、残り3%が施設の暖房か何かに使うということでいいですね。 そして、今言った90%の、あくまでもさっきの1,000万燃やしたうちの90は乾燥させているものに使うのだということで理解していいですね。

そこで聞きます。10%だと約100万キロカロリーパー日の熱量が出るのですよ。これを70万は燃焼空気に使う、でもこの燃焼空気は前段の施設内の余熱の中で賄えるのでないですか。

- ○委員長(菊地誠道君) 住民課参事・松本君。
- ○住民課参事(松本 修君) 機械等の余熱とこの燃焼用空気のこれは別なもので、パーセンテージは別なものでございます。
- ○委員長(菊地誠道君) 熊谷委員。
- ○委員(熊谷善行君) そうすると、燃焼炉に使うのは、発生するであろう熱の97%は 燃焼させるために使ってしまうのだと。単純に言うと、本当に使える回収熱というのは 3%、30万キロぐらいしかないということですか。そういう理解でいいですか。
- ○委員長(菊地誠道君) 住民課参事・松本君。
- ○住民課参事(松本 修君) ただいま熊谷委員のご説明のとおり、ごみを燃やす燃焼 関係に97%、施設の冷暖房等に3%ということになります。
- ○委員長(菊地誠道君) 熊谷委員。
- ○委員(熊谷善行君) 施設の冷暖房の3%というのは、どういう計画で、温水に変えてやるということか。どこどこに、例えば今回の計画でいくとストックヤードができたり、いろいろできると思うのですけれども、それらに使うということですか。
- ○委員長(菊地誠道君) 住民課参事·松本君。
- ○住民課参事(松本 修君) 今、設計中でございますので、その部分の詳細のところまでは決定しておりません。
- ○委員長(菊地誠道君) 熊谷委員。
- ○委員(熊谷善行君) 私、なぜここまで詳しく聞いたかというのは、たまたま町内の 有志で、このクリーンセンターの焼却炉の熱を利用して何かできないかということで、 さまざま動いている経緯がございます。できればそれらを利用した何か新しい企業がで きて、そこに働く場を設けられればベストだなと思っているのです。

せっかく出る余熱ですから、それを有効利用しない手はないと思って聞いているので、 まだ計画中だということなので、今後、もう少しこれの詳しいというか、どこまで今、 単純に言うと3%でも30万キロカロリーパー日のエネルギーがあるわけですから、もっ と有効利用できるのではないかなと考えていますので、できるだけ今、私が話したような新しい働く場を考えているメンバーもいるようですので、それらと協議をしながら、いい方向に使えるようにやっていただきたいなと思うのです。そういう点では町長、どうですか。

- ○委員長(菊地誠道君) 副町長·森山君。
- ○副町長(森山 豊君) お答えいたします。

今、委員ご指摘の部分、使えるものは本当に有効に使っていったほうがいいということは、まことにそのとおりだと思いますし、地域の雇用をふやしていくという部分の方向性についても、町長含めて同じ考えだというふうに思っています。これから情報交換しながらやっていくと思うのですけれども、物理的に困難な部分は、これはしようがないと思うのですけれども、そういう部分につきましては、それぞれ情報交換しながら進めていきたいなというふうに思います。あとはただ、根本的に今、さまざま再生エネルギーを使いながら雇用の拡大を図っていこうという部分では、きのう行財政改革の中でも柱立てがあったところだと思いますけれども、そういうものも総体的な形でこれから考えながら進めていくことが一番いいのではないかなというふうに思っていますので、一つの点だけでなくて、もう少し何点かいろいろ議論しながら進めていく部分は、おっしゃる考え方については同様の方向だと思いますので、ぜひこれからも議論をさせていただきたいというふうに思います。

- ○委員長(菊地誠道君) 熊谷委員。
- ○委員(熊谷善行君) 今、副町長言われましたけれども、標茶に、ある意味で言うと間伐材なんかも資源としては有効なわけですから、それらを再生利用するために、いろんな利用する場合に、いろんな熱量が発生しますので、そういうものを有効活用することによって働く場の確保とか、そういうことが生まれますので、ぜひそういうことも頭に入れた上で、これはコンサルでも何でもやるときに話をしながら、いい方向を見つけていくようにしていただきたいと思います。

ということで、以上で終わります。

- ○委員長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。 舘田委員。
- ○委員(舘田賢治君)(発言席) 最後の何か私が質問者のようでありますが、時間も 2時半を過ぎて、余りきょうは長い時間を使おうという気持ちはないのですが、できる だけ深く私も入るつもりもありませんから、大体の考え方さえわかれば、平成26年の12 月、年を越して来年、各議員みんな選挙だと思うのですが、それぞれの場所でことし1

年終わった、きょう終わったその議会の話がいろいろとあると思うのです。

例えば、屠場はどんなになったのだと。こうだよ、ああだよという話もあろうかと思います。そういうのをやはりきょうここで町長さんの話を聞きながら、今、結論というか、きょうまでの実態を明らかにしておこうかなと、こういうふうに思っております。

まず、冒頭、先ほどの款項でちょっと聞けばよかったのですけれども、がんばる地域 交付金とこれ出ていたのですが、歳出のほうでは、この補助金が土木のほうに行って、 沼幌と雷別の大型側溝のほうに使われるというような話になっていた。どうも聞いてみ よう聞いてみようと思っているうちに、手を挙げるのを言いそびれてしまいまして、こ のがんばる地域交付金そのものが、何か今、歳出で使われているものと、ここに出てい るがんばる地域交付金というこの名前からいっても、何か使途が、果たしてこのお金と いうのはこういう使途でいいのかなと。そもそもがんばる地域交付金というのは一体ど んな姿をしたようなお金なのかなと思っている、それを聞きたいなと思って。

- ○委員長(菊地誠道君) 企画財政課長・佐藤君。
- ○企画財政課長(佐藤弘幸君) お答えいたします。

先ほどの歳入のときにも若干ご説明をいたしましたが、がんばる地域交付金につきましては、平成25年12月の好循環実現のための経済対策に盛り込まれた交付金でございます。内閣府から出ているがんばる地域交付金の概要を読み上げますと、「アベノミクス効果の全国への波及が求められる中で、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が行う、地域活性化に向けた事業に対して、平成25年度補正予算において『がんばる地域交付金』を創設する」ということになっております。

うちの町で平成25年度補正予算を財源として行った補助事業につきましては、地域公共ネットワーク等強靱化事業、これはルルラン中継局の予備電源の部分でございます。それと、磯分内小学校の危険改築、磯分内小学校の危険改築の2、磯分内小学校の危険改築の3、磯分内小学校の太陽光の発電等でございまして、その部分の町負担分の合計が3,913万円でございまして、そのうちの32.4%が、がんばる地域交付金として標茶町に交付になっておりまして、その交付になった地域交付金につきましては、建設地方債の対象となる地方単独事業等に財源充当できるという条件がございまして、今回、8款の土木費に1,264万円を充当させていただきましたが、この充当先につきましては、今回の工事請負費にのせました沼幌川沿線、雷別幹線、スガワラ川、上虹別川の補修ではなくて、麻生7号線の改修の単独費用の分に充当をいたしているところでございます。

- ○委員長(菊地誠道君) 舘田委員。
- ○委員(舘田賢治君) いや、わかればいいのですけれども、どうもこのがんばる地域

交付金と出ているものですから、先ほど課長が冒頭、経済対策で25年にやった中のやつだというのはわかっているのですけれども、この名前からいって、ただ何かの利用の後始末で使うようなものではなく、そういうのではなくて何か新しいものに使うお金なのかなと思っていたものだから聞いたのです。いや、わかりました。

それから、課長が答えたついでなのですが、特別交付税のことについてちょっと聞いておきたいのですが、特交の中でも、特交が12月に決まったのかどうかはちょっとわかりませんが、病院の医師の派遣や何かがありますよね。これ旅費等や何かをひっくるめてだと思うのです。これは決まったのでしょうか。

なぜこれを聞くかといいますと、町長を先頭にして医師の確保に今、皆さん奮闘していらっしゃると思うのですが、これも来年の3月、派遣されているお医者さんの関係もございますけれども、聞くところによりますと、研修で来るお医者さん、派遣というか研修で来るこの制度自体が来年度3月以降はなくなって、自由になるのでないかと。お医者さんの考え方でいろいろと決められるのでないかという話も聞いているものですから、それらもひっくるめて町長と担当事務局のほうを分けてお話をちょっと聞きたいなと。これもそんな、私は掘って聞くようなことはいたしませんから、今の現状をお知らせください。

- ○委員長(菊地誠道君) 企画財政課長・佐藤君。
- ○企画財政課長(佐藤弘幸君) お答えをいたします。

本日の新聞で、12月交付分の特別交付税の情報が出ておりましたが、12月交付分、本町の部分につきましては、1億8,160万6,000円ということで総合振興局から連絡をいただいております。今、委員からご質問がありました特別交付税のうちの町立病院分につきましては、7,894万8,000円でございます。

- ○委員(舘田賢治君) ついでに旅費の部分、入っているのかい、これ。8件分何百万円でないか。入っていないか、その七千何ぼの中に。
- ○委員長(菊地誠道君) 企画財政課長・佐藤君。
- ○企画財政課長(佐藤弘幸君) お答えを申し上げます。 医師派遣に要する経費としては266万8,000円になっております。
- ○委員長(菊地誠道君) 病院事務長・山澤君。
- ○病院事務長(山澤正宏君) お答えいたします。

今の研修制度が始まって、まだ継続というか、その制度はありますけれども、今後、 この臨床研修制度というのはまだそれぞれ続くわけでありますけれども、当面、来年の 3月までについては、今現在、旭川、北大の外科、そして札幌医科大学からの産婦人科 ということで、3つの医局からそれぞれ先生を派遣していただいております。新年度の体制についても、引き続きこちらのほうとしては現状を何とか維持していただきたいという考え方のもとで、それぞれの医局さんにはお願いをしてきている、そういうところでありまして、結果についてはまだ今後もう少し状況を、もっと先にならないとはっきりしないという状況にあるということをお知らせしたいと思います。

- ○委員長(菊地誠道君) 舘田委員。
- ○委員(舘田賢治君) 先ほども私もちらっと触れているのですけれども、そういう研修というか、派遣に来ている派遣制度というのか、それが3月以降自由になるのでないかなという情報もあるのですけれども、その辺町長はどういうふうにお聞きになっているのか。

そしてまた、それが事実だとすれば、なかなか今度、今よりもお願いをしづらいのでないのかなというのと、お願いに行ってもしづらくなるのかなと思うのが1つあるものですから、きょうまで行ってきて各学校のさわりはどんなふうに感じているのか、これもあわせて町長からお聞きしておきたいなと思うのです。

- ○委員長(菊地誠道君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) 基本的な考え方は先ほど山澤事務長からお話ししました。教授にお会いできたのは、旭川の小児科と、それから北大の一外です。それから、札幌医大であります。旭川の医大とそれから北大の第一外科につきましては、医局として研修生がどのぐらい確保できるのか、それがまだ明確でないので、明確なお答えはできないということであります。

札医の産婦人科につきましては、今年度と同じ形で派遣いただくということでいただいています。ただ、大学としてもまだ明確にこの時点ではお答えできないということで、これ例年、大体1月の末ぐらいに、ずれ込むときもありますけれども、そういう返答をいただいておりますけれども、感触としては、感触といいますか、都合のいい感触かもしれませんけれども、何とか派遣をいただけるのでなはいのかなという感触は私としては持ちました。

- ○委員長(菊地誠道君) 舘田委員。
- ○委員(舘田賢治君) 町長が今言ったように、努力していただいて、そうやって派遣をしていただけるような、いろんな事情が変わりつつあるのかもわからないけれども、 今までの部分、学校とのつき合いもあるわけですから、何としてもそれを構築しながら 努力をしていただきたいなと。この件については、この程度で終わらせておきます。

それで、美幌の堆肥舎の関係なのですけれども、今年度、美幌の堆肥舎に総体的に何

か修繕だとか、それこそトータルで予算か何か使ったのはどのくらい使っているのか。

それともう一つ、あそこについて大変、何回か私も質問させてもらってきたのですけれども、今までとどう違ったような形が生まれそうなのか、また来年度に向けて、全くあそこ、使っていないと、相当予算を入れなければならないのでないのかなと思うところもありますから、その辺もひっくるめて今年度も、きょうまでどんなような組み立て方をしてきたのか、それを聞いておきたいなというふうに思います。ただ、いっとき私も期待したのは、屠畜場の関係で磯分内の話が上がったときに、ああ、うちの町長、なかなか、かなり賢いものだなと。あれがどこかあの辺にできることによって、あの堆肥舎がさらに充実したものになるなと、こういうふうに思っていたのですが、一転二転して流れが変わってきたのですが、いずれにしてもあの堆肥舎をなかなか維持していくのには、いつまでも丸裸にしておくような状態ではいけないから、使うのなら使うような、それからまた組合員をふやすのならふやすような、やっぱり体制を構築しなければならないのでないのかなと思っているのですけれども、きょうまでどこまで来たのか、そして来年度に向けてはあそこはどういうふうに考えているのか、それもあわせて聞かせてください。

時間も余り3時を過ぎないようにひとつ終わりたいと思っていますから。

- ○委員長(菊地誠道君) 農林課長・牛崎君。
- ○農林課長(牛崎康人君) お答えいたします。

まず、今年度において手をかけた部分があるかどうかというお尋ねなのですけれども、ドア等が壊れておりまして、その修繕について要望を受けておりました。それについて見積もり等を取り寄せたところまではいっているのですけれども、なかなか部材の腐食等も起きておりまして、ちょっといろいろどういう方法が一番コストパフォーマンスがいいのかというようなことで、結論に至っておりませんで、まだ補修要望に対する事業執行は行っておりません。これについては、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、この間どういう取り組みをしてきて、これからどういうふうになっていくのかというお話なのですけれども、美幌のトラクター利用組合の構成農家さん、現在2戸なのですけれども、どちらも親の世代からお子さんの世代に経営移譲が行われまして、 実質、経営者がかわったというようなことがあります。

それで、これまでもお話をさせてもらっているのですけれども、まず委員からご指摘があった周辺の農家を取り込むことができないのか、そういう努力をしたほうがいいのではないかということがあったのですけれども、これについては、以前、その親の世代

と相談したときには、それは見込めないという、そういうお返事をいただいたことがありまして、なかなか難しいのかなというふうに感じていたところでもあります。それで、世代がかわったということで、ことし夏ぐらいに、一方の農家さんの現経営者の方とお話をしたのですけれども、親の世代は親の世代でそういう考えがあったのかもしれないけれども、実質これから我々がやっていく上では、これまでのことにはこだわらないで一番いい方法を考えたいと、そういう話もありました。そんな中では、一つの方策として、育成牧場も一緒に利用ができないかということについて、地域、その経営者の方については、前向きに考えているよというような返事がありましたので、これについてはまだ作業はしておりませんけれども、再度、親の世代と子の世代と一緒に話をしながら、現下の課題は、2戸であの施設を動かすにはちょっと経費がかかり過ぎると、負担が大き過ぎるということでありますので、そこらが解消できるかどうかということであります。実際、あの施設しかないということになっておりますので、現状、大変施設が傷んでいる中でありますけれども、レーンを使いながら堆肥処理はされているものであります。

# ○委員長(菊地誠道君) 舘田委員。

○委員(舘田賢治君) そうしたら、今までの私が言ってきた点からそう脱皮しているわけでもなく、2戸は2戸のままで来て、今度は今後、育成牧場の関係も入れて、いろんなことを考えていきたいというようなことに私はとったのですけれども、いずれにしても戸数は2戸そのままでいいのかどうかという、よくわからないけれども補助の分の考え方として、決められた戸数がなくていいのかどうかというのがあるものですから、やはりそれなりの戸数の確保が必要なのかなと思っていて、話をしていたわけです。

いずれにしても、これひとつ、やめるわけにはいかないと思うので、とにかくちゃんと2戸の人方にそうたくさんの経費がかからないような形の中でやっていただける方法を考えてもらって、これはやっぱり農協も入れて考えてもらって、そういう体制をつくっていただきたいなと思っています。それで、またこれはこれとして、来年度、私も帰ってこられるかどうかわかりませんけれども、帰ってきたらまた聞きたいと思いますけれども、きょうはこのくらいにしておきますので、ひとつその体制づくりに知恵を出していっていただきたいなと、こう思います。

それから、先ほど言った屠畜場の関係なのですけれども、町長、この間新聞等でも出て、なかなか新聞もわかりやすく出ておりました。それから、副町長からもいろんな説明はあったのですが、町長の、最終的に我々としても、議会としても、15年度の建設を目指していろんな面で頑張ってきたわけですけれども、15年度の予算計上を断念せざる

を得ないという、新聞で出たのを見て、がっくりときたところであります。

そこで、大体事情はああいうことなのだろうなと思いますけれども、新聞と同じお話にしかならないかもわかりません。町長の生の声を、なぜ事業計画策定がこうやって年度を、15年度これおくれるようなことになってしまったのか、これもあわせてその事情を説明していただければいいなと、こういうふうに思っていますので、お聞かせください。

- ○委員長(菊地誠道君) 農林課長・牛崎君。
- ○農林課長(牛崎康人君) お答えいたしたいと思います。

新聞報道にもありましたし、それから別な機会でもお話をさせてもらっているのですけれども、経過等について改めてお話をさせてもらいたいと思います。

ことしの4月10日に釧路、根室の組合長会から文書をもって正式な要請がありました。 標茶町が設置、そして畜産公社が運営という公設民営方式でお願いしたいという要請を 受けまして、それからことしの12月ぐらいには予定されている事業ヒアリングを目指し ていろいろな活動を同時並行的に進めてまいりました。標茶町の当時のまず大きな任務 分担としては、場所の選定がありまして、それについても、議員事情をご承知のとおり だと思うのですけれども、最終的には釧路・根室管内の中で、資源である家畜を集める、 あるいは従業者等の交通の便等も考えて、一番いい場所として今、候補地を選定してき たところであります。

それで、屠畜場法の手続の中では、下流域の水利権あるいは漁業権を持つ方の同意が必要だということがありまして、同意書の添付という項目がありまして、それらについても打診をするタイミングを図りながら、振り返って考えても、可及的速やかな取り組みをしてきたのだというふうに考えておりますけれども、働きかけを行ってきたところであります。

その流域の関係で特に話をいたしますと、当然、水質汚濁防止法上の特定施設ということになりまして、排水についても法の水準、基準をクリアする、そういう施設が整備をされております。議員協議会でも説明したかもしれませんけれども、現在の計画では、道内では十勝川の排水基準が非常に厳しいものだというふうに言われているそうなのですけれども、その十勝川の水準を一つの目安にしながら、排水の水質を考えてきたというようなことで説明を受けております。そういうことで、出す水については、ほとんど問題ないというふうに我々のほうでは考えて作業してきたのですけれども、最終的に直近の部分で申しますと、下流の団体のほうから、上流でそういう施設ができることに対して非常に心配だという声が寄せられたところであります。そういう状況の中で、場所

を変えるというふうには、まずはできない。我々としては、まず精いっぱい努力をして、 下流の理解をもらえるようなまず作業をした上で、次のことを考えるべきだということ で、今、その作業に当たっているところであります。

それから、新聞報道等では、その下流域の理解、それからもう一方が経営計画の話でありますけれども、販売戦略の話でありますけれども、そのもう一方の販売戦略につきましては、組合長会から要請を受けて検討してきたそのスキームというのが公設民営、そして標茶町の優位性であります補助残について過疎債を活用するというプランでありますけれども、特に過疎債の活用について、加工センター部分について活用するということなのですが、ただ単に食肉加工センターではなかなか難しいよと。過疎債も需要が非常に高まっている中では、何か特徴的な部分がなければ難しいという話が道のほうからも聞かされておりまして、それであれば今の計画の中では豚肉を扱わない施設であるから、そういったところを逆手にとって、有利な部分ということで販売できないかというようなことで模索をしてきているところなのですが、一部新聞報道でハラルというますなことで模索をしてきているところなのですが、一部新聞報道でハラルというまして、さすがにホクレンさんのほうでも卸売という立場、それから委託販売という図式の中では、なかなかそれをつくって売るというのは難しいということで、難色を示されたところであります。

そういうことで、今は豚肉と交差しない、そして消毒にアルコールを使わないということを表示するだけで、選んで買ってくれる層があるのではないかというようなことで、一般的には最近はムスリムフレンドリーという言葉が使われているようでありますけれども、その表示をするとまた一部誤解を受けそうなところもありますので、今はホクレンさんとはそういう表示で何とか売ることができないかということで協議をしているところでありますけれども、いずれにしても事業計画上、販売計画というのは非常に大きなところを占めるわけでありまして、そこが固まっていないということで、組合長会のほうでも27年度の事業申請については見送るという決定をされました。その判断も受けまして、標茶町としても同様な判断をして今来ているところであります。

27年度事業申請は見送りましたけれども、単純に28年度に1年間飛んだという感覚は持ってございませんで、例えば27年度中に補正等をいろいろ活用できるものがあったらすぐにそれに乗れるように、事業計画等については、来年3月ぐらいまでに策定をして準備を整えるというようなことで、今、関係組合長会、中央会、ホクレン、畜産公社のほうと連携をとりながら、道のほうにも相談をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○委員(舘田賢治君) 町長のほうは何かつけ足すことはないのですか。このとおりか。 ○委員長(菊地誠道君) 舘田委員。
- ○委員(舘田賢治君) それで、早く言えば漁業者のほうとの、漁組のほうの関係との話がついていないので、なかなかそれが今1つは問題があると。もう一つは、いわゆる過疎債を含んで、これで出すと、これ補助事業といったら大概そうだと思うのだけれども、町長も公社や何かへ行って補助事業はわかると思うけど、何か使えば事業の展開のいろんな企画書を出せと言うのだよな。補助に近い何かを使うと。国との間でやるということになると必ずそういう国は見解を示してくるのだけれども、普通のままで、普通のやつを、何もなかったやつを、普通の今やっているやつを普通のやつでこうやっても、なかなか国は余りいい返事をしないのは大体どこも今までそうなのだけれども、新しく補助をしたり、新しいものをやるといったら、何か1つ付加価値をつけるというか、一段、一つのものを事業の展開ができるようにという、その要求はあるのですが、私はそれで販売ルートの関係で、ホクレンが難色を、なかなか難しいなという、その販売ルートは難しいなと。

ハラールの関係についても、イスラム教徒のこの戒律は特に、これオリンピックが来るものだから、かなり東京のほうもハラールのこのレストランだとか、そんなのもやっているのですけれども、そんなのに乗って少しは何か前に進むのでないのかなと僕は思いながら見たのですけれども、そんなこともあって、大きくはそういう今言った2つが一つの原因となって、1年の、この間の新聞のような事態になったご理解でいいのですか、そういうことで。

- ○委員長(菊地誠道君) 農林課長・牛崎君。
- ○農林課長(牛崎康人君) ええ、そのとおりでございます。
- ○委員長(菊地誠道君) 舘田委員。
- ○委員(舘田賢治君) それで、今、農林課長が先ほど、単なる1年延びたわけでないと。来年の3月ころをめどにして、また事業の計画を出すのだと、こういうことなのですが、私、さらに心配しているのは、空白ができますよね、それぞれの根室にしても釧路管内にしても、もしも1年間丸々延びて、今の公社の関係が使用できなくなったと。例えば、今の15年度末までのやつは、組合長会が公社にお願いをして1年延びたと。今またさらにお願いをして1年延ばすという話もまだ聞いていませんから、恐らく施設が相当老朽化しているものですから、そういうこともあって、果たして延ばすことができるのかできないのか、このことによってはまた大きく変わるのですけれども、仮にこれは決まっていないけれども、もしも空白ができ上がったと。できてしまったと。そうす

れば、これは根室や釧路管内はそれぞれの農協なり単協でいろんなことは考えるのでしょうけれども、ここまで屠畜場の問題も我々も来たものですから、この屠畜場が延びて仮に空白ができたときに、当然運賃のコストだとか、十勝まで運ぶといえば、それ相当の経費もかかる。その辺のこともちょっと私は私なりで心配していたものですから、今ここでお聞きをしておくのですが、そういう場合、標茶町の農協さんとの相談もあるのでしょう。経費のコストのかかった分、町として、個人の商売なのだからおまえ、それはそれでおまえらが払えよということは町長は言わないと思うけれども、そういうことが起きたときに、やはり町としての農協と相談しての支援策は考えていただきたいなと、今まだ考えていないのかもわからないけれども、そういうこともぼちぼち、もしないという場合において、そういうことがあるのでないかと思うのですが、今ここで私がこういうことを言ったので、そういうことはないと思っているから考えたことがないと言われればそれまでなのですが、仮に私が今ここで言って、そういう問題が出たときは出たときで、これはこれとして検討材料の中に入れて検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか、町長。

- ○委員長(菊地誠道君) 農林課長・牛崎君。
- ○農林課長(牛崎康人君) お答えいたします。

現工場が28年3月をもってという今、計画でありまして、それ以降ブランクができてきたときのご心配でありますけれども、まず第一義的にはその部分、この間の任務分担でいきますと、組合長会がホクレンを通して公社に働きかけをして、公社の取締役会で決定されることだということで、これについては、標茶町としては要請はしますけれども、口を挟む立場にはないというふうに考えているところであります。

それから、後段の万が一ブランクができたとき、消流の補助をしたほうがいいのではないかという趣旨だというふうに理解しますけれども、それについては、現段階では考えておりません。

それから、基本的にはそれをするのはやはり生産者団体であるべきだというふうに考えておりまして、今の工場が老朽化をすることで閉鎖にはなっているのですが、稼働率が非常に高まらないという、そういう苦悩を畜産公社では持っていたというふうに聞いております。そんなこんなも、もともと生産者団体が何らかの手を打っていれば、こういうふうにはならなかったのではないのかなというふうにも思いますし、事ブランクがあいて、消流の部分で生産者負担がふえるからということで、安直に町が支援の手を差し伸べるということではなくて、まずは生産者団体の中で十分議論を検討された上で相談に乗るという形が望ましいのかなというふうに考えております。

○委員長(菊地誠道君) 舘田委員。

○委員(舘田賢治君) 課長、それは私も農協の職員でいたから、今言ったのは、それ はもう当然そういう手続を踏むのさ。踏むのだ、これは。私はそのことを抜かして、今 飛ばして言ったのだけれども、それ当然、役場に要請するとか、しない前に、そういう ことはもうそっちのほうの経済団体としてのやるべきことはやるのさ。ただ、時によっ ては運賃だけの問題なのか、何の問題なのか、またそうなった場合の問題が出そろわな いから、私も余り強いことを言えないのだけれども、そういう状態をやった上で、また 今回はこうやって屠畜場という、こういうことでもって花火も上がっているやつがこう いう状態になったものだから、最終的に何ができる、何ができないのではなくて、テー ブルについてもらって、町も最終的に。そういう、向こうでは100%町にも要請しない のなら、別にいいのだよ。だけれども、もし問題があったら、例えば今回の屠畜場の問 題だって、廃用が主体とはいえ、やっぱり飼育だって、標茶に大きなところが2つある し、中標津があるし、釧路、ホクレンもやっているし、だから廃用のその部分だけでは ないし、だから何がどこでどういうような問題、運賃の問題だけになるのか、何の問題 なのか、まだわからないけれども、こうやって会議を想定した意見でこんなことを言っ て本当に悪いのだけれども、もしもそういうときがあったときに、そういうテーブルに ついて、そういう体制をとってやっていただきたいなと、こういう話なのです。そうい うことですから、もしそれがさっき言ったように、生産団体のあれは生産団体でないの ですかと、こう言って切り捨てるのであれば、それはそれでいいのです。だけれども、 一緒にこうやって公設民営だとやってきて、組合長会でも標茶さんだよと言って、そう 言ったところの自治体もみんなどういうふうにするかわかりませんよ。そこはそこで別 々にやるのでしょうか、そうなったら。だから、そういうのも連携をとりながら、そち らのほうは何かがやったけれども、標茶はやりませんよとかということではないと思う のだ、今回のこれは共通の問題が出るから。だから、そういう面でテーブルについてい ただけるような心構えをしていただきたいなと思っているのですけれども、もう一度。

- ○委員長(菊地誠道君) 農林課長・牛崎君。
- ○農林課長(牛崎康人君) お答えいたします。

先ほど、私は担当課としての基本的な考え方を述べさせてもらいました。それは変えることはできないというふうに思っております。ただ、今の食肉加工センターの計画については、経営と組織と十分緊密な連携をとりながらやっております。万一ブランクができたときに、1つ心配なのは、そのブランク後に稼働するときに、再び家畜をきちんと集めることができるかどうかという観点が出てくると思います。そういう部分で、何

らかのその後の集畜にかかわるような部分について相談があったときには、これは委員がおっしゃるように、話を聞かないで切り捨てるということではなくて、まずはお話は聞かせてもらおうと思っております。

- ○委員長(菊地誠道君) 舘田委員。
- ○委員(舘田賢治君) 長くやっていても、変わらない。町長の考え方を聞きたいけれども、何か全てあなたがしょって立っているようですからあなたでいいのですけれども、 あなたの言うことは池田町長が言っているのと同じだということなのですから。

いずれにしても、うちとしてはここまで来たものに対する対応の温かさを俺は求めている、これが1つと、それから今心配しているブランクができたときの、そうやって牛の本当に集まる集まらないというのがあるのだろうけれども、そういうこともそれは別にしても、それはまた非常に組合長会の中でも大きな問題になるのでないかと思うのだけれども、そのことよりもこの町内におけるうちの組合員さんに対する、農協を中心にして組合員さんに対する支えをやっぱり町もしてやってほしいというお願いですから、私は。それをはねるというよりも、ここまでしかできませんよと言っている中で言っていていいのだけれども、そういうお願いだということを聞いておってください。

この質問はこれでやめて、そういうときにまたお互いにお話し合いいたしましょう、 それはそれで。そういうことで、できればきょうのこの話をきっかけに、こういうふう に私が言った場合に、果たして町として理屈の合うようになるのにはどういうやり方が あるのかもひっくるめて考えていっていただきたいなと、こういうふうに思っているわ けです。

何かあったらあれですよ。何かありますか、この点。もうないですか。

なかったら、3時を過ぎてしまったな。

最後に、町長、これ屠畜場。来年に向けての町長としてどんなというか、これ我々も ひっくるめてどんなようなことを考えていればいいですかね。今、課長が言ったのを踏 まえて、標茶町に屠畜場をつくるという観点の中で。これを聞いて私の質問は終わらせ ていただきます。

- ○委員長(菊地誠道君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) 経過等につきましては、課長のほうから説明したとおりであります。町一丸となって、同じ認識のもとに進めさせていただいております。当面はこの直面をしている2つの課題をどうやってクリアしていくのかということに、いろいろなルートを通じて私どもは努力してまいりたいと思っております。

先ほど委員のほうから、運搬に対する助成というお考えが出たのですけれども、これ

一番最初にホクレンさんのほうから、運搬に対する助成をするから、十勝をという話がありまして、そのときに組合長会さんのほうで、それは納得できないということでこういう形になっていることは十分ご承知だと思います。そうすると、私どもとしては、今回の事業延長に関して言うと、先ほど課長からお話ししましたように、組合長会さんと同じ理解のもとに進めているわけですので、ただ任務分担をして組合長会さんとホクレンさん、公社さんの間で話が進まるということであります。私どもとしては、販売でありますホクレンさんとのまだ詰まっていない部分をどう詰めるのかと、それから下流の漁協さんに何とかご理解をいただくと。そういうことに全力を注いでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

- ○委員長(菊地誠道君) 舘田委員。
- ○委員(舘田賢治君) とにかく事情がどう変わろうと、組合長会が諦めない限り、我々もやはり標茶町にこの屠畜場、食肉加工のセンターはぜひ設置をしていただいて、釧路と根室管内の農民のために、その拠点と標茶がなれることに、ああ、我々はよかったなと思っているものですから、ひとつそれを目印にして、何とかこれができ上がるように、町長も頑張っていただきたいなというふうに思います。

平成26年もこれで終わるわけでございますが、本当にことし1年お世話になりましたけれども、いい年を迎えるようにひとつ、私の質問はこれで終わらせていただきます。 どうもありがとうございました。

○委員長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより議題3案を一括して採決いたします。

議題3案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第66号、議案第67号、議案第68号は、原案可決すべきものと決定されました。

# ◎閉会の宣告

○委員長(菊地誠道君) 以上で議案第66号・議案第67号・議案第68号審査特別委員会 に付託された議題3案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第66号・議案第67号・議案第68号審査特別委員会を閉会いたします。 (午後 3時09分) 以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために ここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

年長委員 黒沼俊幸

委員長 菊地誠道